7．重要な債務負担行為

次期以降に係る重要な債務負担行為は、以下のとおりであります。

インフラ共通基盤等更改に伴う業務統合管理システム等改修業務及びソフトウェア製品の調達・保守	105,797,032円
第四世代インフラ共通基盤等更改業務	315,923,556円
第四世代インフラ共通基盤等運用保守業務等	362,696,400円
第五世代システム要件定義書作成支援等コンサルタント業務	203,500,000円
第四世代インフラ共通基盤改修役務等一式	192,481,256円
業務統合管理システム等全体検証業務	134,365,825円
複合機・プリンタ保守付リース契約	131,389,457円
日本司法支援センター情報提供業務システム更改等	581,939,280円

8．重要な後発事象

該当事項はありません。

9．固有の表示科目の内容

民事法律扶助立替金

総合法律支援法第30条第１項第２号、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）第３条第１項第１号及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（特定不法行為等被害者特例法）第３条第１項に規定する立替金であります。平成24年４月１日より施行となった震災特例法及び令和６年３月19日から施行となった特定不法行為等被害者特例法による立替金は、当期首における残高が207,260,973円であったところ、当期中に新たに3,823,189円が発生し、60,766,031円が被援助者より償還され、また871,824円が償還免除となった結果、当期末における残高は149,446,307円となっております。

10．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

（一般勘定）

当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

また、民事法律扶助業務により発生する立替金及び未収金は、個人に対するものであり、立替先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。この信用リスクの管理として、債権管理要領等に従い、償還状況をチェックし、債権ランク付けを行い、滞納者に対する定期的な督促を実施するなど、債権管理に対する体制を整備し運用しております。

（国選弁護人確保業務等勘定）

当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については､次のとおりであります。また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①未収金	1,382		
貸倒引当金	△294		
	1,088	1,087	1
②民事法律扶助立替金	28,851		
貸倒引当金	△21,412		
	7,439	7,363	76

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

・時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
①未収金	—			
貸倒引当金	—			
	—	1,056	32	1,087
②民事法律扶助立替金	—			
貸倒引当金	—			
	—	5,311	2,052	7,363

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①未収金及び②民事法律扶助立替金

未収金及び民事法律扶助立替金のうち、一般債権については、期間に基づく区分ごとに、与信管理上の信用リスクを考慮した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いて時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、個別に回収可能性を勘案して貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としており、レベル３の時価に分類しております。